



平成22年11月16日
内閣府（防災担当）

「平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の鹿児島県奄美地方豪雨の激甚災害指定」にかかる調査結果について

- 平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の鹿児島県奄美地方の豪雨の激甚災害指定について、復旧事業費の見込額が指定基準の額を超えているものは、以下のとおりです。

局地激甚災害（局激）

公共土木施設等	<ul style="list-style-type: none">鹿児島県奄美市（旧住用村）鹿児島県大島郡大和村鹿児島県大島郡龍郷町
農地等	<ul style="list-style-type: none">鹿児島県奄美市鹿児島県大島郡大和村鹿児島県大島郡瀬戸内町鹿児島県大島郡龍郷町

※ カッコ書きを付してあるものは旧市町村単位で該当します。

※ いわゆる本激（全国的規模で指定する激甚災害）については、今回は基準に達しませんでした。

- なお、今回基準額を満たしていない市町村について、今後、復旧事業費が確定した段階で基準額を超えるものは、追加して指定することとなります。

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付
井上、宮崎、長瀬
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）